

監 査 報 告 書

一般社団法人 日本塗装工業会
会 長 北 原 正 殿

各監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における業務及び財産の状況について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条並びに定款第25条監事の職務及び権限に基づき監査を行い、次のとおり報告致します。

1. 監事の監査の方法及びその内容

- (1) 各監事は、理事から事業報告及びその附属明細書の説明を受けるとともに監事会を開催し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討しました。
- (2) 各監事は、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務執行に関する不正の行為及び法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 計算書類及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年4月13日

一般社団法人 日本塗装工業会

監 事 永田 好一

監 事 真砂 光和